

矢板市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

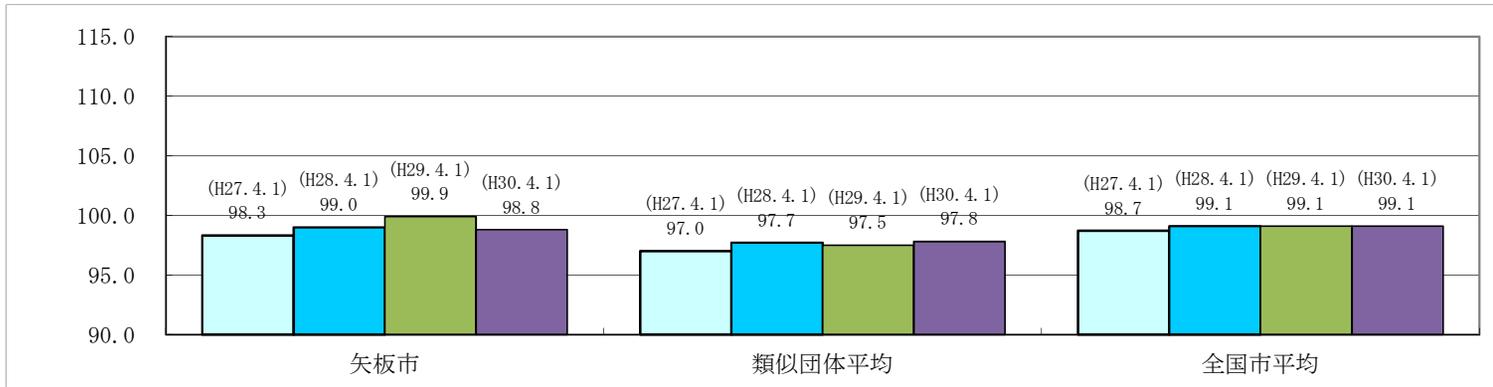
区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 28年度の 人件費率
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	
29年度	32,532	13,173,412	459,100	2,087,462	15.8	15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A	(参考) H28年平均 一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	227 人	866,921 千円	120,444 千円	342,743 千円	1,330,108 千円	5,860 千円	5,732 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	参考 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
29年度	円	円	円 ()	%	0.16 %	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス指数比較した平均給与月額である。矢板市は人事委員会を設置していないため、「人事委員会勧告」欄は記載していない。「②特別給」についても同様。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	参考 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員給与 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告		
29年度	月	月	月	月	4.45	月

（注） 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
矢板市	42.1 歳	322,691 円	372,980 円	352,877 円
栃木県	43.0 歳	334,014 円	408,771 円	366,521 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	42.1 歳	315,170 円	373,014 円	343,420 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
矢板市	54.3 歳	20 人	307,325 円	317,740 円	313,250 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	55.8 歳	10 人	311,960 円	320,930 円	316,160 円	調理士	43.0 歳	263,200 円	1.22
うち用務員	54.9 歳	7 人	306,814 円	320,257 円	315,714 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.55
栃木県	53.2 歳	245 人	345,058 円	389,942 円	370,648 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.3 歳	18 人	299,735 円	328,925 円	312,342 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
矢板市	— 円	— 円	—
うち学校給食員	5,281,260 円	3,447,600 円	1.53
うち用務員	5,272,684 円	2,808,700 円	1.88

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給与月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などの勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分		矢板市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	149,200 円	— 円
	中学卒	134,700 円	136,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（30年4月1日現在）

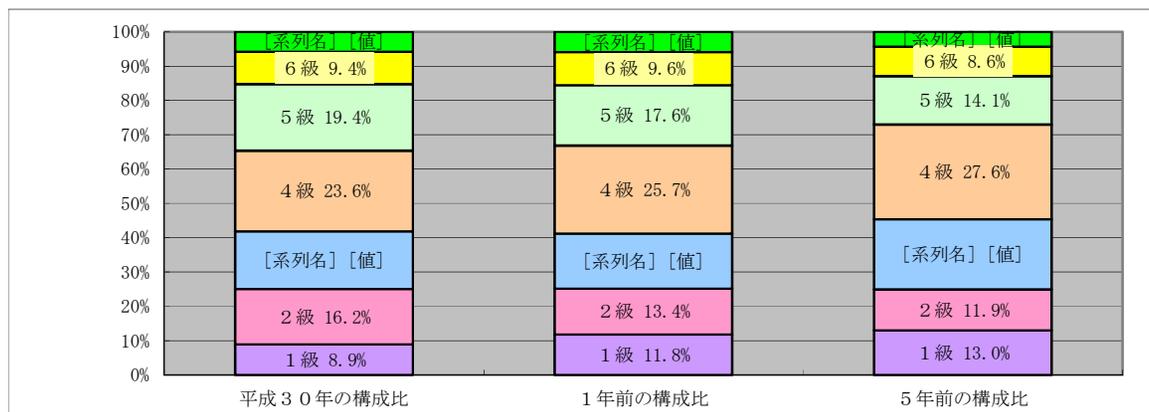
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,764 円	322,388 円	362,587 円	381,358 円
	高校卒	199,800 円	252,900 円	336,725 円	364,150 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	291,133 円	301,660 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

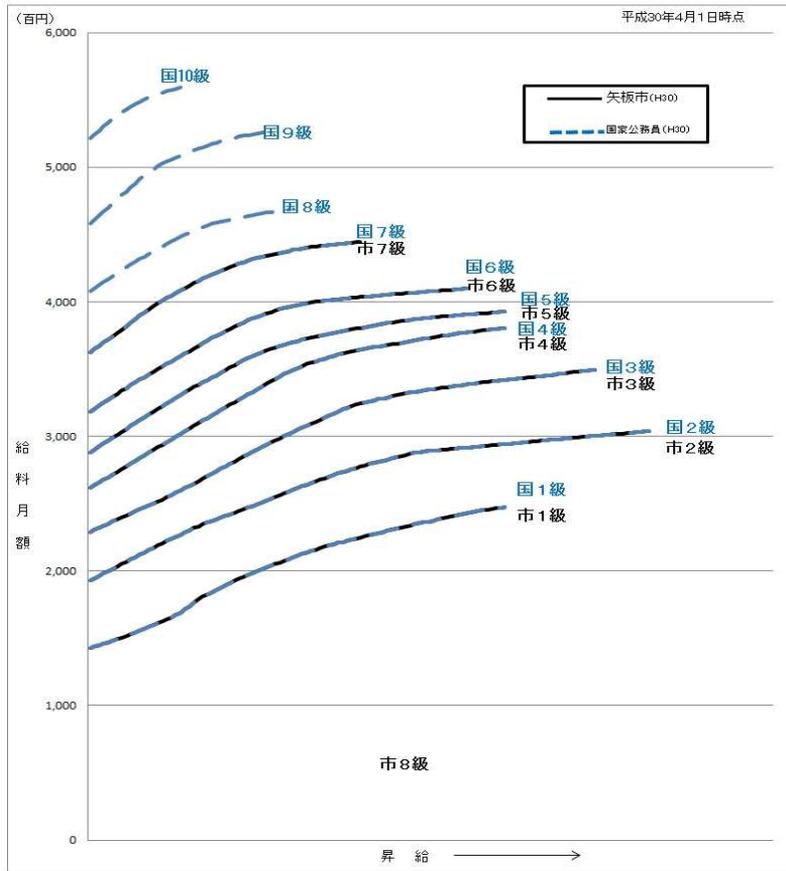
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	17人	8.9%	142,600円	247,100円
2級	主任の職務	31人	16.2%	192,700円	303,800円
3級	主査の職務	32人	16.8%	228,900円	349,600円
4級	副主幹の職務	45人	23.6%	262,000円	380,600円
5級	主幹の職務	37人	19.4%	288,000円	392,600円
6級	副参事の職務	18人	9.4%	318,500円	409,800円
7級	参事の職務	11人	5.8%	362,300円	444,500円

- (注) 1 矢板市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用		管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

矢板市		栃木県		国	
1人当たり平均支給額（29年度） 1,507 千円		1人当たり平均支給額（29年度） 1,735 千円			
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

矢板市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続30年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続30年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給)			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額		17,544 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		0 %		
手当の種類 (手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当	くらし安全環境課等職員	家畜の処分等	千円	日額1,500円
行旅病人及び行旅死亡人の収容作業に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉課職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容作業	千円	行旅病人は1回につき1,000円 行旅死亡人は1回につき1,500円
じんあい処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	くらし安全環境課職員	じんあい処理作業	千円	月額1,500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	34,527 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	220 千円
支給実績 (28年度決算)	32,390 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	204 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(29年度決算)
扶養手当	国と同じ	同		21,028 千円	247,388 円
住居手当	国と同じ	同		9,400 千円	348,156 円
通勤手当	国と同じ	同		10,504 千円	65,241 円
管理職手当	国と同じ	同		38,627 千円	568,041 円
宿日直手当	国と同じ	同		1,016 千円	7,419 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等			
給 料	市区町村長	890,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副市長	705,000 円 () 円	980,000 円/	430,000 円	512,000 円
報 酬	議長	440,000 円 () 円	528,000 円/	327,000 円	
	副議長	355,000 円 () 円	462,000 円/	279,000 円	
	議員	325,000 円 () 円	431,000 円/	259,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(29年度支給割合)			
	副市長	3.25 月分 () 月分			
	議長	(29年度支給割合)			
	副議長	3.25 月分 () 月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×支給率(42/100)	17,942,400 円	退職時	
備 考		給料月額×在職月数×支給率(25/100)	8,460,000 円	退職時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額/月数である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

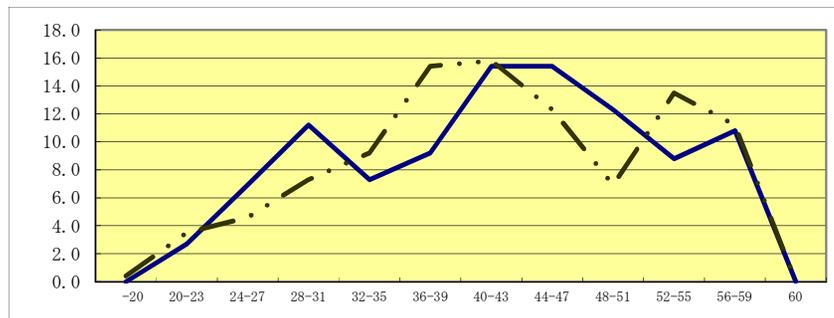
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年度 増減数	主な増減理由	
		平成29年度	平成30年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4		一部業務を他課へ 臨時職対応を正職へ
		総務	52	51	△ 1	
		税務	17	18	1	地籍調査、林業に関する業務増
		労働	1	1		
		農林	21	24	3	
		商工	6	6		スマートIC業務の減
		土木	19	20	1	
民生		33	31	△ 2	保育士を事務職へ	
衛生	23	26	3			
	計	176	181	5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.6 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.3 人)	
	教育部門	51	48	△ 3	学校給食調理員の減	
	消防部門					
	小計	227	229	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.0 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.2 人)	
公営企業等	会計部門	水道	10	9	△ 1	民間委託
		下水道	7	7		
		その他	16	15	△ 1	包括支援センターへの派遣職員減
		小計	33	31	△ 2	
合計 [条例定数]		260 [347]	260 [347]	[]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.0 人	

(2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳		
	未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳		
職員数	人	人	人	人	人	人		
	0	7	18	29	19	24		
		40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人
	40	40	32	23	28	0		260



※ 実線…30年度 破線…25年度

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	年 度	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)	
	職員数							
一般行政	職員数	178	177	177	176	181	3	1.7
教 育	職員数	51	48	49	51	48	△3	(△5.9)
普通会計計	職員数	229	225	226	227	229	0	0.0
公営企業等会計計	職員数	30	32	33	33	31	1	3.3
総合計	職員数	259	257	259	260	260	1	0.4

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 657,798	千円 67,256	千円 35,174	% 5.3	% 6.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,416千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 10	千円 35,377	千円 4,908	千円 14,363	千円 54,648	千円 5,465

(参考) H28平均 一人あたり給与費
千円 5,465

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
矢板市	40.7 歳	308,900 円	462,746 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

矢板市		類似団体(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,436 千円		1人当たり平均支給額(29年度) 1,505 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.80 月分	期末手当 2.60 月分	勤勉手当 1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

矢板市					類似団体（一般行政職・団体平均等）				
（支給率）	自己都合		応募認定・定年		（支給率）	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
勤続30年	39.7575	月分	47.709000	月分	勤続30年	39.7575	月分	47.709000	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分
最高限度額					最高限度額				
その他の加算措置					その他の加算措置				
1人当たり平均支給額	— 千円				1人当たり平均支給額	千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績					0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）					0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）					0.0 %
手当の種類（手当数）					0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度決算）	左記職員に対する支給単価	
			0 千円		

エ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	1,081 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	135 千円
支給実績（28年度決算）	1,324 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	166 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり平均 支給年額（29年度決算）
扶養手当	国と同じ	同		1,691 千円	241,571 円
住居手当	国と同じ	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	国と同じ	同		509 千円	72,686 円
管理職手当	国と同じ	同		1,345 千円	672,294 円